

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第32号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年香川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(技能習得手当)</p> <p>第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて<u>40日分を限度として支給する。</u></p> <p>2 受講手当の日額は、<u>500円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>(技能習得手当)</p> <p>第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて支給する。</p> <p>2 受講手当の日額は、<u>700円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する職業訓練に係る受講手当の支給について適用し、同日前に開始した職業訓練に係る受講手当の支給については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に受けた職業訓練に係る受講手当の日額については、なお従前の例による。